

認可外保育施設等利用料助成金のご案内

R6年4月以降の
利用料から対象に
なります！



0歳～2歳児までのクラスにおいて、利用申込を行ったものの、認可保育施設に空きがなく、入所保留となった方がやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合、利用料の一部を助成します。

◆対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象です。

- 保護者が、三郷町に住所を有する方。
- 認可保育施設（0歳～2歳児クラス）の利用申込を行ったものの入所保留となり、認可外保育施設等を利用している方。
（※育休延長許可に係る利用調整を希望している方を除く。）
- 就労・就学・疾病等より、現に家庭で保育ができない方。
（認可保育施設保育事由認定基準と同程度。）
- 認可保育施設の入所決定を辞退していない方。

△注意△

助成金を請求されるには、就労等より、現に家庭で保育ができない方が対象となります。
※詳細及びその他注意事項は裏面を必ずご確認ください。

◆対象施設

都道府県等に届出をした以下の施設が対象となります。

- 認可外保育施設 例）おうち保育室hissi -patch（ひっしばっち） 等
- 一時預かり事業施設 例）西部保育園・ちーも・王寺駅乳児センター 等

◆助成金額等

認可外保育施設等の月額利用料と助成上限額（6万円）を比較し、低い方の額から、認可保育施設に入所した場合の保育料*（仮算定保育料）を差し引いた額を助成します。

（施設等利用給付新3号認定を受けられている方は、月額利用料と助成上限額（6万円）を比較し低い方の額から施設等利用給付費無償化上限額4万2千円を差し引いた額を助成します。）

*標準時間認定での保育料となります。金額については別紙保育料徴収基準額表をご確認ください。

例①

- ・認可外保育施設等利用料：50,000円
 - ・仮算定保育料35,600円
- ①認可外保育施設等利用料と助成上限額を比較。
②低い方（50,000円）から仮算定保育料（35,600円）を差し引いた額14,400円を助成。

60,000円	14,400円	⇒利用料助成
上限額	利用料	算定保育料
	(50,000円)	

例②

- ・認可外保育施設等利用料：80,000円
 - ・仮算定保育料35,600円
- ①認可外保育施設等利用料と助成上限額を比較。
②低い方（60,000円）から仮算定保育料（35,600円）を差し引いた額24,400円を助成。

	20,000円	⇒利用者負担
60,000円	24,400円	⇒ 利用料助成
	35,600円	35,600円
上限額	利用料	算定保育料
	(80,000円)	

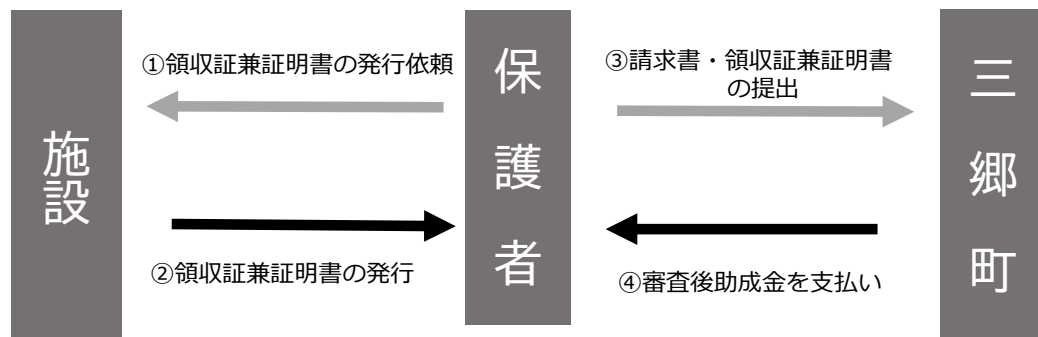
◆請求方法

認可保育施設に利用申込を行い入所保留となった後、以下のとおり手続きをしてください。

【請求方法】

- ①認可外保育施設等を利用後、施設に「認可外保育施設等の利用に係る領収証兼提供証明書」の発行を依頼してください。
- ②以下書類を揃えてこども未来課（福祉保健センター内）まで提出してください。
 - (1)「認可外保育施設等利用料助成金請求書」
 - (2)「認可外保育施設等の利用に係る領収証兼提供証明書」（施設から発行）
 - (3) 就労等より現にご家庭で保育ができないことが分かる書類
※育休から復帰の場合…復職証明書、就労を開始される方…就労証明書
求職活動の場合…求職活動証明書
 - (4) 助成金振込先口座を確認できるもの（通帳・キャッシュカード等）
- ③請求内容の審査後、請求者の口座に支払います。

※請求書類は窓口配布及び町HPでダウンロードできます。



△留意事項△

- 助成の対象となる利用料は、認可保育施設を利用申込をし、保留になった月からの利用料となります。（保留前の認可外保育施設等利用料は助成の対象となりません。）
例）9月入所利用申込が保留となった場合⇒9月利用分から助成の対象となります。
- ・助成金を請求されるには、就労等より、現に家庭で保育ができない方が対象となり、育休中の方は、育休からの復職月またはその前月の利用から対象となります。
- ・求職活動理由により助成金を請求される場合は、保留後3か月間の利用料が助成の対象となります。
- 本助成金を請求しながら、認可保育施設の利用申込を継続することは可能です。

助成金についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

三郷町役場こども未来課 三郷町勢野西 1 丁目 2 番 1 号 福祉保健センター内

TEL : 0745-43-7322 FAX : 0745-31-0660